

狛江市立学校の施設の使用に関する条例施行規則等の一部を改正する規則
(一部抜粋)

令和 4 年 2 月 10 日
教育委員会規則第 2 号

(狛江市体育施設条例施行規則の一部改正)

第 2 条 狛江市体育施設条例施行規則 (平成20年教育委員会規則第10号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(登録)</p> <p>第 5 条 体育施設の施設及び設備 (以下「施設等」という。) の使用の許可を受けようとする者は、あらかじめ次に掲げる登録をしなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 団体登録 テニスコートを除く施設等を貸切使用しようとする 5 人以上の団体で、市内に住所を有し、又は市内に通勤若しくは通学する<u>18歳</u>以上の者が代表者となっている団体</p> <p>(3) 高校生以下の団体登録 テニスコートを除く施設等を貸切使用しようとする団体で、監督、コーチその他の委員会が認める者を除き、5 人以上の高校生以下の者で構成される団体で、市内に住所を有し、又は市内に通勤若しくは通学する<u>18歳</u>以上の者が代表者となっている団体</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(登録)</p> <p>第 5 条 体育施設の施設及び設備 (以下「施設等」という。) の使用の許可を受けようとする者は、あらかじめ次に掲げる登録をしなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 団体登録 テニスコートを除く施設等を貸切使用しようとする 5 人以上の団体で、市内に住所を有し、又は市内に通勤若しくは通学する<u>満20歳</u>以上の者が代表者となっている団体</p> <p>(3) 高校生以下の団体登録 テニスコートを除く施設等を貸切使用しようとする団体で、監督、コーチその他の委員会が認める者を除き、5 人以上の高校生以下の者で構成される団体で、市内に住所を有し、又は市内に通勤若しくは通学する<u>満20歳</u>以上の者が代表者となっている団体</p> <p>2～4 (略)</p>

付 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条及び第 2 条の規定並びに第 3 条中狛江市立公民館条例施行規則第 6 条第 7 号、第 10 条第 4 項、第 11 条及び第 1 号様式の改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- この規則による改正後の狛江市立公民館条例施行規則第 10 条第 4 項及び第 11 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日以後の施設の使用について適用し、令和 4 年 3 月 31 日以前の施設の使用については、なお従前の例による。
- この規則の施行の際、改正前の狛江市立公民館条例施行規則の規定により作成した様式で、用紙が現存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。